

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 恵史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2022・12・10

## 官民連携会議を立ち上げ ▽政府▽ 仮想空間での知財保護を協議

政府の知的財産戦略本部は、インターネット上の仮想空間「メタバース」をめぐる知的財産権保護に向けた法整備を協議するため、官民連携会議を立ち上げた。

仮想空間では利用者が自分の分身である「アバター」で遊んだり、他者とコミュニケーションことができ、ゲームやビジネスの分野で活用が広がっているが、現行法では仮想空間における商標権や意匠権などの扱いが曖昧となっている。

仮想空間内の商品やサービスであっても、利用者が現実世界で受け止める会社や商品のイメージに影響する。このため、官民連携会議では、仮想空間内における商標権や意匠権の適用範囲やアバターに関する肖像権の扱いなどをついて協議する方針。

## 再生トナーカートリッジ訴訟 ▽最高裁▽ リコーの勝訴判決が確定

電子部品が取り替えられたトナーカートリッジの再生品に対する特許権行使の可否が争われた訴訟で、リコーは、最高裁判所がリサイクルトナーのディエスジャパンの上告を不受理とする決定を下し、知的財産高等裁判所によるリコーの勝訴判決（令和2年（ネ）第10057号 特許権侵害差止等請求控訴事件（令和4年3月29日判決言渡））が確定したと発表した。

発表によると、ディエスジャパンは、リコーが製造及び販売するプリンタに対応する使用済みのトナーカートリッジ製品から電子部品を取り外し、ディエスジャパン社の電子部品に取り替えた上で、トナーを再充填して製造した各トナーカートリッジ製品を販売していた。

リコーは、ディエスジャパンの行為について、各特許権の侵害に当たる旨を主張し、特許法100条1項及び2項に基づき製品の販売等の差止

めと廃棄並びに電子部品の廃棄を求め、各特許権侵害の不法行為に基づき損害賠償請求の連帯支払を求めていた。

知財高裁は、独占禁止法の抵触を理由に電子部品に関する特許権の行使が権利濫用に当たるとしてリコーの請求を棄却した一审判決を覆し、権利濫用を否定して、リコーの請求を一部認容した。

判決では、特許権に基づく差止請求権及び損害賠償請求権を行使することは、競争者に対する取引妨害として独占禁止法（独占禁止法19条、2条9項6号、一般指定14項）に抵触するものではなく、特許法の目的である「産業の発達」を阻害し又は特許制度の趣旨を逸脱するものではなく、権利の濫用に当たらないと判断した。

## 無断で編集・投稿 ▽東京地裁▽ 「ファスト映画」で5億円賠償命令

映画を無断で短く編集した違法な動画「ファスト映画」をネット上に公開したとして、著作権法違反の罪で有罪が確定した投稿者に大手映画会社などが損害賠償を求めた裁判で、東京地方裁判所は請求通り、総額5億円の賠償を命じる判決を言い渡した。

「ファスト映画」とは、映画の映像を許可なく使って字幕やナレーションをつけて10分程度に編集してストーリーを明かす違法な動画。投稿者は、「ファスト映画」をネット上に公開して広告収入を得ていたとして、去年、著作権法違反の罪で有罪が確定した。

地裁判決では、投稿者が実際に得た700万円程度の広告収入を大幅に上回る額を原告の映像大手13社の損害として認定。損害額については、「1再生当たり200円とするのが相当」という考え方を示し、そのうえで、作品ごとに再生数をかけあわせると、損害額は20億円以上にのぼると指摘し、総額5億円の賠償を命じた。

「ファスト映画」による損害額について司法判断が示されたのは初めて。

## 解説

進歩性の判断(相違点についての容易想到性の論理付け)  
知的財産高等裁判所  
令和3年(行ケ)第10085号 審決取消請求事件  
判決言渡 令和4年10月31日

## 第1 事業の概要

原告は、発明の名称を「印刷された再帰反射シート」とする特許第4466883号(本件特許)の特許権者である。

被告が本件特許に対して特許無効審判(無効2020-800013号)を請求したところ、特許庁は、「特許第4466883号の請求項1、2に記載された発明についての特許を無効とする」旨の審決(本件審決)を下した。

原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起し、知財高裁が、本件審決を取り消した。

審決の要旨は「本件特許に係る請求項1に係る発明(本件発明1)は、英國特許出願公開第2171335号明細書(甲1文献)に記載された発明(甲1発明)及び特開平11-305018号公報(甲3)に記載された技術並びに周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。」というものである。

ここでは、原告が主張した取消事由1-1-2(本件審決が認定した相違点を前提とした本件発明1の容易想到性の判断の誤り)に関する部分のみを紹介する。

本件審決が認定した本件発明1と甲1発明との間の一一致点、相違点は以下のとおり。

## 一致点

「少なくとも反射素子層、および、反射素子層の上層に設置された表面保護層からなる再帰反射シートにおいて、印刷層が表面保護層に接して設置されており、該印刷層の印刷領域が独立した領域をなして繰り返しのパターンで設置されており、連続層を形成せず、印刷された再帰反射シート。」

## 相違点1-1

「再帰反射シート」が、本件発明1は、「少なくとも多数の反射素子と保持体層からなる反射素子層、および、反射素子層の上層に設置された表面保護層からなる」とともに、「保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置された」ものであるのに対し、甲1発明は、上記下線を付した位置関係ないし部材の組み合わせを具備しない点。

## 相違点1-2

「反射素子層」が、本件発明1は、「ポリカーボネート樹脂を用い」たものであるのに対して、甲1発明は、材料が特定されていない点。

## 相違点1-3

「表面保護層」が、本件発明1は、「(メタ)アクリル樹脂を用い」たものであるのに対して、甲1発明は、材料が特定されていない点。

## 相違点1-4

「再帰反射シート」が、本件発明1は、「該独立印刷領域の面積が0.15mm<sup>2</sup>～30mm<sup>2</sup>であり」と特定されたものであるのに対して、甲1発明は、「点」の面積が特定されていない点。

## 相違点1-5

「印刷層」の材料が、本件発明1は、「白色の無機顔料として酸化チタンを含有する」と特定されているのに対して、甲1発明は、材料が特定されていない点。

## 第2 判決

1 特許庁が無効2020-800013号事件について令和3年6月16日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日と定める。

## 第3 理由

本件発明は、三角錐型キューブコーナー再帰反射シートや蒸着型三角錐型キューブコーナー再帰反射シート等で色相を改善するために印刷層を設けた場合における耐候性や耐水性に劣るという従来技術の問題点を解決するため、

①反射素子層にポリカーボネート樹脂を用い、表面保護層に(メタ)アクリル樹脂を用い、

②保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置されており、

③この印刷層と印刷領域が独立した領域をなして繰り返しのパターンで

設置されており、連続層を形成せず、独立印刷領域の面積が0.15mm<sup>2</sup>～30mm<sup>2</sup>であり、

④この印刷層は、白色の無機顔料として酸化チタンを含有する、

再帰反射シートとすることに技術的意義があり、

本件明細書で開示されている実施例と比較例の構成の相違とその試験結果([0079])も踏まると、②と③は、課題解決のための不可欠の構成であるといえる。

そうすると、②と③に関する相違点1-1と1-4のそれぞれについて容易想到性を検討するのではなく、一体の構成として検討されるべきである(なお、仮に個別に検討したとしても、本件結論は左右されない。以下同じ。)。

以上を前提として検討するに、甲1発明の構成は、「プラスチック製の裏材10」と、「プラスチック裏材10の片面に再帰反射材料の第1の層12」、第1の層12の上に「再帰反射材料の第2の層14」、しっかりと固定された部分的に第2の層14に埋め込まれたガラス微小球16、カバー層18からなり、カバー層18の一部は白色に着色され、白色の着色は、カバー層18の片面又は両面に印刷されており、このカバー層18は、材料片の端部に隣接する部分を除いて組立体に取り付けられていない。

すなわち、カバー層18とガラス微小球16の間に空隙が生じている。

この印刷層とガラス微小球16の間の空隙は、空隙の空気とガラス微小球との界面で光を屈折させることにより再帰反射の光路を形成するもの(被告準備書面3頁。本件審決も同旨)である。

こうした再帰反射シートにおいては、再帰反射材料である第1の層、第2の層とその上に取り付けられた微小球、白色に一部が印刷されたカバー層が1つの技術的思想として、甲1発明の目的である、夜間に自動車のヘッドライトからの入射光を反射し、日光の下では白く見える再帰反射材となるものと理解することができる。

このように、甲1発明は、カバー層18及びその片面又は両面に複数の点で均一なパターンで白色に着色された印刷層と、微小球16の間には空隙があり、カバー層18は材料片の端部に隣接する部分を除いて組立体に取り付けられていない構成であって、空隙部は再帰反射の光路を形成するために設けられたものであるから、甲1発明に接した当業者は、印刷部と第2の層14の間の空隙部に水等が侵入することで印刷層にふくれ等が生じ再帰反射性が低下することによる課題を認識することができず、こうした課題を前提として甲3記載技術を適用する動機付けはない。

また、再帰反射材において再帰反射効率を高めることは周知の課題であり、キューブコーナー型再帰反射素子がマイクロ硝子球を用いたものよりも再帰反射効率が高いことが知られていたとしても、甲1発明におけるカバー層18とカバー層18の片面又は両面に複数の均一なパターンで白色に着色された印刷層は、ガラス微小球を用いた構成を前提として、夜間の再帰反射性を一定限度以上に不明瞭にしたり減衰させることなく、日光の下では白色に見えるよう十分な白色を存在するように構成されたもの(1頁115～123行)であるから、こうしたカバー層18と白色に着色された印刷層の構成をそのままとした上で、これと裏材10の間に存在する層構成のみを取り出し、甲3記載技術の三角錐型キューブコーナー再帰反射材、空気層及び結合材層からなる層構成に置き換える動機付けはない。

仮に、甲1発明の構成のうち「空隙部、ガラス微小球、第2の層14、第1の層12」を、甲3記載技術の構成のうち「結合材層、空気層、三角錐型反射素子層、保持体層」の構成を適用する動機付けがあるとしても、カバー層18が保持体層に接して構成することが可能な部材であるかにつき、それが可能であることを認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、甲1発明に甲3記載技術を適用する動機付けはなく、仮に動機付けがあるとしても、「保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置された」構成(相違点1-1)には想到しない。

そうすると、当業者が、保持体層と表面保護層の間に印刷層が設置されることで生じる印刷層のフレ等の課題を認識して独立した印刷領域の面積割合について検討する動機付けはないから相違点1-4の構成にも想到しない。

以上によれば、本件審決には、少なくとも相違点1-1、1-4の容易想到性の判断に誤りがあり、本件発明1は、甲1発明及び甲3記載技術等に基づいて当業者が容易に想到したとはいえないから、その他の点について判断するまでもなく、原告主張の取消事由1-1-2は理由がある。

## 第4 考察

進歩性なしと判断した特許庁審決が知財高裁で取り消された。本件発明と引用発明との間の相違点についての容易想到性の論理付けについて実務の参考になるところがあるので思われる所以紹介した。

以上

## AI関連発明の特許出願状況 約半数が深層学習に関係

■特許庁■

特許庁は、AI (Artificial Intelligence; 人工知能) 関連の技術について、国内外における特許出願状況の調査結果を発表した。

AI関連発明の国内特許出願件数は、第三次AIブームの影響で2014年以降、毎年増加しており、2014年には1,084件だったが、その6年後である2020年には5,745件となった。

調査結果によると、AI関連発明に用いられる主要技術は機械学習で、中でも深層学習（ディープラーニング）に言及する出願が急増。「ディープラーニング」とは、大量のデータがもつ特徴を自動的に学習・抽出し、データの相互関係や法則性を導き出すもので、AI関連発明のうち、約半分の出願書類（要約、請求項、明細書）に「ディープラーニング（深層学習）」等の用語が使用されている。AIの適用分野としては、画像処理、情報検索・推薦、ビジネス関連、医学診断分野などの出願が多いことがわかった。

また、企業別のAI関連発明の国内出願件数（2014年以降に出願されて2022年6月までに公開



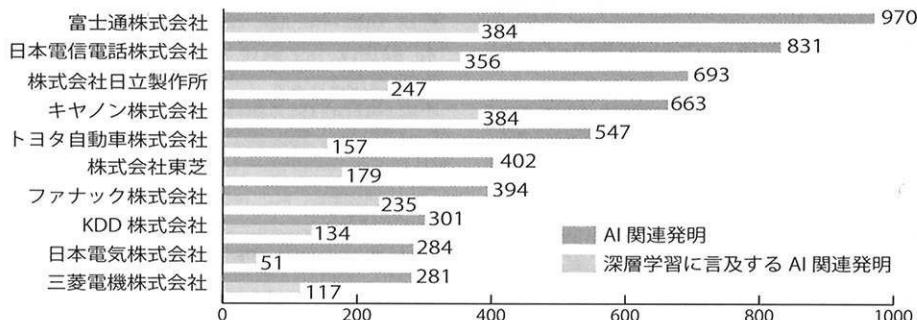
されたもの）をみると、1位は富士通（970件）、これに続いて上位10社は、NTT（831件）、日立製作所（693件）、キヤノン（663件）、トヨタ自動車（547件）、東芝（402件）、ファナック（394件）、KDDI（301件）、NEC（284件）、三菱電機（281件）となった。

AIに関する出願は各国で増加傾向にあり、特に、米国と中国の出願件数が突出している。両国が世界における主要な出願先となっており、日本においても今後、AIを活用したイノベーションの創出が期待されている。

詳細は特許庁HP

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai\\_shutsugan\\_chosa.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html)

### ●AI関連発明の出願人動向●



■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト ■

## 特許審査の質について ユーザー評価調査報告書

■特許庁■

特許庁は、特許審査に対するユーザー（出願人や権利を使用される第三者等）のニーズや期待を把握するため、「特許審査の質についてのユーザー評価調査」を毎年実施している。このほど、令和4年度の調査報告書が公表されたので、主な概要を紹介する。

報告書によると、国内出願における特許審査全般の質に対する「普通」以上の評価の割合は95.7%（前年度比0.6ポイント増）、上位評価割合は61.3%（前年度比1.7ポイント減）だった。

PCT出願における国際調査等全般の質に対す

る「普通」以上の評価の割合は97.5%（前年度比0.1ポイント増）、上位評価割合は59.0%（前年度比3.7ポイント減）。

分析の結果、「判断の均質性」、「第29条第2項（進歩性）の判断の均質性」、「国際段階と国内段階との間での判断の一貫性」の項目が、国内出願における特許審査及びPCT出願における国際調査等の全般の質の評価への影響が大きく、かつ相対的な評価が低いことが分かった。

調査は令和3年度の「特許審査・国際調査等全般の質」について、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の5段階評価でユーザーが回答している。

詳細は特許庁HP

<https://www.meti.go.jp/press/2022/10/2022102002/2022102002.html>

